

まちづくり環境委員会

令和4年2月 25・28 日

都市基盤整備部 資料 24 番

所管 道路課

第 30 号議案

特別区道路線の廃止について

廃止する区間	道路の概要	根拠法
大田区蒲田五丁目 14 番 4 の地先から 大田区蒲田五丁目 13 番 6 の地先まで	延 長 36.58 メートル 幅 員 最小 3.97 メートル 最大 4.04 メートル 路線名 大田区道 8 - 237 号線	道路法 第 10 条 第 3 項

(廃止理由)

蒲田駅東口駅前広場の再生整備事業に伴い廃止される上記路線について、道路法第 10 条第 3 項により特別区道路線の廃止をする。

案内図

所在 蒲田五丁目14番4の地先から同13番6の地先まで
 (住居表示 蒲田五丁目14番から同13番まで)



特別区道路線の廃止略図

